

清掃工場

ダイオキシン類などの測定結果

鳥取市の可燃物を焼却処理している清掃工場の排ガス中に含まれる、ダイオキシン類の調査を行いました。その結果、全ての地点で法律に定められた環境基準を大幅に下回っていました。今後も細心の注意を払い、安全操業に努めます。

■排ガス測定結果

※法定基準値は、焼却炉の規模によってそれぞれ異なります。

神谷清掃工場

調査項目	測定値	法定基準
ダイオキシン類 (ng-TEQ/ m ³ N)	0.0845	1 以下
ばいじん(g/ m ³ N)	0.00163	0.08 以下
窒素酸化物 (cm ³ / m ³ N)	67.25	250 以下
硫黄酸化物 (m ³ N / h)	1.41	100~130 以下
塩化水素 (mg/ m ³ N)	150.4	700 以下

レインボーふくべ

調査項目	測定値	法定基準
ダイオキシン類 (ng-TEQ/ m ³ N)	0.15	10 以下
ばいじん(g/ m ³ N)	0.0241	0.15 以下
窒素酸化物 (cm ³ / m ³ N)	69	250 以下
硫黄酸化物 (m ³ N / h)	6.84	15.13 以下
塩化水素 (mg/ m ³ N)	216	700 以下

国府町クリーンセンター

調査項目	測定値	法定基準
ダイオキシン類 (ng-TEQ/ m ³ N)	3.6	10 以下
ばいじん(g/ m ³ N)	0.007	3 以下
窒素酸化物 (cm ³ / m ³ N)	63.5	250 以下
硫黄酸化物 (m ³ N / h)	0.45	100~130 以下
塩化水素 (mg/ m ³ N)	429.1	700 以下

ながおクリーンステーション

調査項目	測定値	法定基準
ダイオキシン類 (ng-TEQ/ m ³ N)	0.0804	10 以下
ばいじん(g/ m ³ N)	0.01	0.25 以下
窒素酸化物 (cm ³ / m ³ N)	14	250 以下
硫黄酸化物 (m ³ N / h)	10	48.11 以下
塩化水素 (mg/ m ³ N)	19	700 以下

※pg(ピコグラム):1兆分の1グラム

※ng(ナノグラム):10億分の1グラム

※mg(ミリグラム):1000分の1グラム

※TEQ(ティーイーキュー)(毒性等量):ダイオキシン類にはさまざまな種類があり、それぞれ毒性が異なるため、その毒性の強さを最も毒性の強い種類に換算して合計したもの

※m³N(立方メートルニュートン):0°C、一気圧に換算した気体の体積(1 m³あたり)

※神谷清掃工場とながおクリーンステーションの値は、1号炉と2号炉の平均値

事業所のごみ処理は、事業者が責任をもって!

事業者は、その事業活動にともなって排出されるすべての廃棄物(事業所ごみ)について、自己処理する責任があります。一般廃棄物を処理する場合は、次のとおり処理を行ってください。

1 一般廃棄物処理基準に従って、自らが処理施設を建設し、処理する(自家処理)。

3 一般廃棄物処理許可業者にその一般廃棄物の収集、運搬および処分を委託する。

2 自らが一般廃棄物を該当の処理施設まで搬入する。

※可燃ごみを一般廃棄物処理施設に搬入する場合、その一般廃棄物が発生した地域ごとに受け入れできる処理施設が異なりますのでご注意ください。

※一般廃棄物が発生する地域ごとに委託できる許可業者が異なります。該当する地域の許可業者に収集を委託してください。